証券コード：4840
2019年３月５日

株　主　各　位

東京都千代田区紀尾井町４番１号
株式会社トライアイズ
代表取締役社長　　池　田　　均

第24回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第24回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2019年３月25日（月曜日）の午後５時までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

【郵送による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

４頁の＜インターネットによる議決権行使のご案内＞をご高覧のうえ、上記の行使期限までに議案の賛否をご入力ください。

敬　具

記

１．日　　時　2019年３月26日（火曜日）午前10時

２．場　　所　東京都千代田区紀尾井町４番１号
ホテルニューオータニ　ガーデンコート５階　『シリウス』

３．目的事項

報告事項
１．第24期（2018年１月１日から2018年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第24期（2018年１月１日から2018年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金の配当の件
第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）３名選任の件
第３号議案　会計監査人選任の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.triis.co.jp/stock/soukai/teiji24.html）に掲載させていただきます。

本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　https://www.triis.co.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知提供書面には記載しておりません。

① 連結計算書類の「連結注記表」

② 計算書類の「個別注記表」

したがいまして、本招集ご通知提供書面は、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

【お知らせ】

第24回定時株主総会の決議内容につきましては、株主総会終了後、当社ホームページ（https://www.triis.co.jp/）に掲載いたしますのでご参照願います。

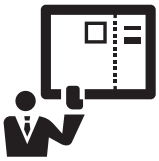

議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。



株主総会にご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2019年３月26日（火曜日）午前10時



書面（郵送）で議決権を行使する方法

同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2019年３月25日（月曜日）午後５時到着分まで



インターネットで議決権を行使する方法

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2019年３月25日（月曜日）午後５時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

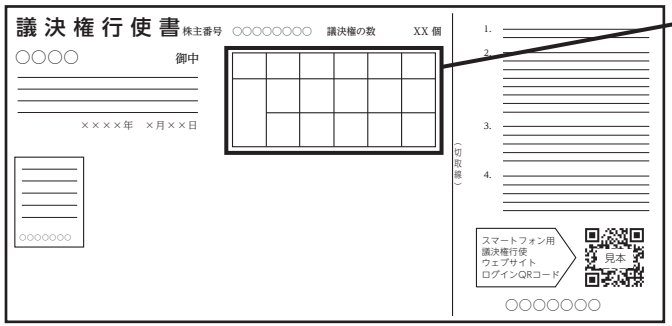

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第２号議案

- **全員賛成の場合** ≫ **「賛」の欄に○印**
- **全員反対する場合** ≫ **「否」の欄に○印**
- **一部の候補者を反対する場合** ≫ **「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。**

第１号議案及び第３号議案

- **賛成の場合** ≫ **「賛」の欄に○印**
- **反対する場合** ≫ **「否」の欄に○印**

書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1　議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読取ってください。

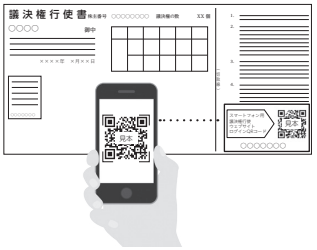

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2　以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

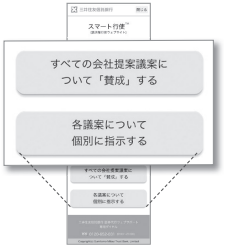

「スマート行使」での議決権行使は１回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　**https://www.web54.net**

1　議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

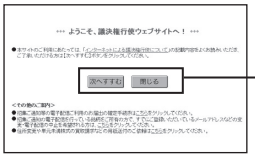

「次へすすむ」をクリック

2　議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

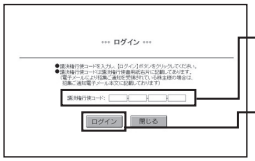

「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

3　議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

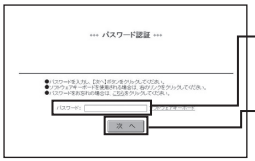

「パスワード」を入力

「次へ」をクリック

4　以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：**0120－652－031**（フリーダイヤル）
（受付時間　午前9時～午後9時）

（提供書面）

事　業　報　告

（2018年１月１日から
2018年12月31日まで）

１．企業集団の現況

⑴　当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、政府及び日銀の政策を背景に企業業績及び雇用情勢が改善し、緩やかな回復基調を続けているものの賃金の上昇は限定的に留まり、個人消費は伸び悩んでいる状況となっております。

一方で、米国新政権の政策動向、中国をはじめとする東アジアの経済動向及び北朝鮮情勢などの不確実性により、世界情勢及び世界経済については、依然不透明な状況が継続しております。

そのような経済環境のなか、トライアイズグループは、景気変動の影響を受けない企業グループとして、小さくとも知性を使って、その世界ではNo.１となり光る企業グループを目指すという方針のもと「イノベーションによるコスト優位の確立」を最重要目標とし、売上が減少しても黒字化できる体質づくりを続けており、営業利益、経常利益及び最終利益の黒字化（いずれも連結ベース）を目指しております。

これらの結果、当連結会計年度における当社グループの売上高は1,512百万円（前期比14.9％減）と前期より減少する結果となりました。また、経費の削減を継続的に努めた結果、販売費及び一般管理費は723百万円（前期比22.9％減）と前期を下回る結果となりました。しかし、売上の減少に伴う利益の喪失を補うには至らず、前期より減少したものの、前期に引続き26百万円の営業損失（前期は109百万円の営業損失）、23百万円の経常損失（前期は53百万円の経常損失）となりました。当連結会計年度においてはグループ子会社の本店移転を行い、不採算となっている事業拠点の整理統合を進め、当該移転・整理統合に係る特別損失を計上したほか、グループ子会社の保有している有形固定資産について減損損失を計上いたしました。このほか、当連結会計年度に償還された金融商品に係る償還損失を特別損失として計上いたしました。この結果、税金等調整前当期純損失は77百万円（前期は178百万円の税金等調整前当期純利益）、親会社株主に帰属する当期純損失は131百万円（前期は135百万円の親会社株主に帰属する当期純利益）となりました。

当連結会計年度におけるセグメント別の取組みと業績につきましては次のとおりであります。

建設コンサルタント事業においては、従来型ダム関連業務、河川防災・減災対策業務及び海岸保全業務を中心に受注しました。当期に計上を予定していた複数の大型案件の工期が来年度以降に延長となったほか、期中の受注に対応する人員の体制整備が遅れ、当期受注案件に係る売上が当初の予定を下回る結果となり、また、原価に占める固定費の割合が相対的に上昇し、原価率も当初の予想を上回る結果となりました。

今後も発注比率が高まっている防災・減災対策関連業務やダム、河川構造物、海岸・港湾分野の維持管理を中心とした継続性の高い業務の受注シェア拡大を図るほか、固定費の削減を中心とした原価及び経費の削減に取り組み、収益の改善を図ります。これらの結果、売上高は853百万円（前期比16.9％減）、95百万円の営業損失（前期は40百万円の営業損失）となりました。

次に、ファッションブランド事業においては、Eコマースによる消費は拡大しているものの、前述のとおり個人賃金の伸び悩みを背景とする個人消費の節約志向は依然として強く、前期に引続き厳しい経営環境となりました。このような環境の中、2018年７月にファッションブランド事業における収益力の強化及び効率的な業務運営のため、濱野皮革工藝㈱、東京ブラウス㈱及び㈱セレクティブの３社は濱野皮革工藝㈱を存続会社とする吸収合併を行いました。当該合併により、３社の共通業務の集約を図るとともに、３社が保有するノウハウや販路を共有し、製造から販売までの一貫した効率的なオペレーションの構築・強化を行うことができるようになりました。今後製販一体の事業体制の構築をより推進してまいります。

濱野皮革工藝㈱の製品については、軽井沢工場の所在地である長野県御代田町におけるふるさと納税の返戻品として引続き認定されているほか、テレビ大阪系列「和風総本家」の「皇室を支える職人＆過酷な現場で働くお父さん」特集、TBS系列「ビビット」等複数のメディアで取り上げられました。これまでの130年余の伝統と技術を継承しながら、ブランド価値を向上させるための施策に取り組んでおります。今後もブランド価値を向上させるための施策、物流費用の削減及び原価低減等、生産性向上のための施策に継続的に取り組んでまいります。

また、ブランドＣＬＡＴＨＡＳについては、ロイヤルティビジネスによる安定的な収益を確保するほか、新たな顧客を獲得するため、今後成長が見込める販路の開拓を継続して進めております。台湾現地法人の拓莉司国際有限公司においては、現地パートナーと新しい商品開発を進めており、国内外を問わず、ライセンス事業の強化による収益の拡大を図ります。

当連結会計年度においては、前述の施策を行ったものの、百貨店向け売上高が当初の予想を下回ったほか、販売先の選定及び見直しを行ったため、百貨店を含む一部顧客の売上が想定を下回り、売上高及び営業利益が当初の予想を下回ることとなりました。

これらの結果、売上高は533百万円（前期比21.4％減）、16百万円の営業損失（前期は6百万円の営業損失）となりました。

最後に投資事業においては、米国の子会社TRIIS INTERNATIONAL AMERICA INC.において、住居用物件と工業用物件の賃貸を継続しております。当連結会計年度においては商業用物件の取得について検討した結果、当第3四半期会計期間において商業用物件を新たに取得いたしました。今後も収益性の高い物件の取得及び入替を行い、利益の向上を図ってまいります。

当期は期中に取得した商業物件が収益に貢献し、売上高は124百万円（前期比80.8％増）、51百万円の営業利益（前期比198.9％増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施しました企業集団の設備投資額は3,143百万円であり、その主なものは米国不動産事業における収益物件であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において米国不動産事業における収益物件獲得のため、金融機関から1,925百万円の借入を行いました。

⑵ 直前３事業年度の財産及び損益の状況

項目	第21期 (2015年12月期)	第22期 (2016年12月期)	第23期 (2017年12月期)	第24期 (当連結会計年度) (2018年12月期)
売上高	千円 2,473,744	千円 1,578,908	千円 1,777,412	千円 1,512,338
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)	千円 219,053	千円 △494,792	千円 135,211	千円 △131,079
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)	円 22.69	円 △56.52	円 16.03	円 △15.74
総資産	千円 6,381,130	千円 5,860,928	千円 6,041,894	千円 7,450,899
純資産	千円 5,812,557	千円 5,083,194	千円 5,130,942	千円 4,858,846
1株当たり純資産額	円 641.61	円 578.41	円 599.04	円 573.24

⑶ 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率(%)	主要な事業内容
TRIIS INTERNATIONAL AMERICA INC.	20百万米ドル	100.00	投資事業
CLATHAS LLC	1,000米ドル	100.00	投資事業
KIP LLC	1,000米ドル	100.00	投資事業
拓莉司国際有限公司	35百万台湾ドル	100.00	ファッションブランド事業
㈱トライアイズビジネスサービス	50百万円	100.00	シェアードサービス事業
濱野皮革工藝㈱	100百万円	100.00	ファッションブランド事業
㈱クレアリア	100百万円	100.00	建設コンサルタント事業

（注）１．前連結会計年度において連結子会社であった東京ブラウス㈱及び㈱セレクティブは、2018年7月1日に濱野皮革工藝㈱を存続会社とする吸収合併を行ったことにより、消滅しております。
２．米国不動産事業における投資物件獲得のため、2018年5月にCLATHAS LLCを設立いたしました。

③　特定完全子会社に関する事項

会社名	住所	株式の帳簿価額 百万円	当社の総資産額 百万円
TRIIS INTERNATIONAL AMERICA INC.	ハワイ州ホノルル市	2,231	7,338
濱野皮革工藝㈱	東京都千代田区紀尾井町4番1号	1,670	
㈱クレアリア	東京都千代田区紀尾井町4番1号	2,513	

⑷　対処すべき課題

当社グループは、景気変動の影響を受けない企業グループとして、小さくとも知性を使って、その世界ではNo.１となって光る企業グループを目指しております。そして当社グループの経営理念・企業理念を全うすることで社会貢献のできる企業グループになり、厳しい経営環境下にあっても着実に業績を伸ばし企業価値を向上させたいと考えております。そのためには以下の課題に対処していく所存です。

①　イノベーションによるコスト優位の確立

当社グループは、事業セグメントを問わず、イノベーションによるコスト優位の確立を目指してまいりましたが、ほぼ終了したと考えております。今後はさらに一歩進めて、生産性の向上に注力する体制づくりを強化してまいります。成果を増やすために安易な資源投資、単なるコスト削減といった誤った認識ではなく、付加価値を上げる方法を考えてまいります。

②　人材の評価・育成及び確保

当社グループの事業を推進していくうえで必要な専門知識と豊富な経験を持った優秀な人材の確保は当然のことと認識しております。生産性を上げる体制を築くことで、必然的に人材の成長が可能と考えます。生産性の伸びを評価する組織を目指し、労働の質を意識した環境を作り、関わる人材のモチベーションを高め、目的意識を保てるように努めてまいります。

③　新規事業ポートフォリオの取得

当社の事業は、持株会社として事業ポートフォリオの子会社群を経営・統括することです。既存３事業ポートフォリオの業績を向上させるのは勿論ですが、景気変動の影響を受けない企業グループになる必要があると考えております。したがって、既存事業の再構築と同時に新規事業ポートフォリオの取得が重要な戦略となります。事業実態があり、レバレッジが高くなく、既存事業とは異業種の事業を中心に探してまいります。

⑸ **主要な事業内容**（2018年12月31日現在）

当社グループ（当社及び当社の子会社）は、当社（㈱トライアイズ）、子会社７社（TRIIS INTERNATIONAL AMERICA INC.、CLATHAS LLC、KIP LLC、拓莉司国際有限公司、㈱トライアイズビジネスサービス、濱野皮革工藝㈱、㈱クレアリア）で構成されております。

当社グループの事業内容及び当社と主要関係会社の当該事業に係る位置付けは次のとおりであります。

① 建設コンサルタント事業

主要な事業は、社会資本整備、特にダム・河川・海岸などの水関連分野における事業者である国・地方公共団体・公団などに対する企画・調査・分析・試験・計画・施工管理等事業執行を支援することです。子会社である㈱クレアリアが本事業にあたっております。

なお、㈱クレアリアは、高速画像配信ソフトであるＺＯＯＭＡ、情報漏洩防止ソフトであるＯｍｎｉＴｒｕｓｔの商品群を擁するＩＴソリューション事業も行っております。

② ファッションブランド事業

主要な事業は、婦人服、ハンドバッグをはじめとする革製品などの企画・製造・卸売・インターネット販売です。子会社である濱野皮革工藝㈱が本事業にあたっております。2018年7月1日には同事業の効率化を図り、東京ブラウス㈱及び㈱セレクティブを吸収し、濱野皮革工藝㈱を存続会社としました。また同事業における主要なライセンス事業については、㈱トライアイズ、そして、戦略的海外拠点である拓莉司国際有限公司が実施しております。

③ 投資事業

主要な事業は、米国内での不動産・証券投資です。子会社であるTRIIS INTERNATIONAL AMERICA INC.が行っております。レント・インカムを中心とするインカムゲインを獲得し、長期的には外国為替利益を含むキャピタルゲインを目指し運用しております。

④ シェアードサービス事業

当社グループの管理部門業務（総務・人事・経理・情報システム）を子会社である㈱トライアイズビジネスサービスが統括しております。

⑹ **主要な営業所及び工場**（2018年12月31日現在）

㈱トライアイズ	本　社：東京都千代田区
TRIIS INTERNATIONAL AMERICA INC.	本　社：米国ハワイ州
拓莉司国際有限公司	本　社：台湾台北市
㈱トライアイズビジネスサービス	本　社：東京都千代田区
濱野皮革工藝㈱	本　社：東京都千代田区 工　場：長野県北佐久郡
㈱クレアリア	本　社：東京都千代田区

⑺ **使用人の状況**（2018年12月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
建設コンサルタント事業	20（21）名	△4　（△1）名
ファッションブランド事業	25　（7）	3　（△4）
投資事業	1　（0）	－　（－）
全社（共通）	8　（1）	－　（－）
合計	54（29）	△1　（△5）

（注）使用人数は就業人員であり、パート及び嘱託社員は（　）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
6（－）名	△1（－）名	37.8歳	6.6年

（注）1．使用人数は就業人員であり、パート及び嘱託社員は（　）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2．使用人数には、当社から社外への出向者１名を含みます。

⑻ **主要な借入先の状況**（2018年12月31日現在）

借入先	借入額
First Hawaiian Bank	18,815千米ドル（2,130,989千円）

⑼ **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2．会社の現況

⑴ **株式の状況**（2018年12月31日現在）

① 発行可能株式総数　47,000,000株

② 発行済株式の総数　8,900,000株

③ 株主数　18,018名

④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
池田　均	336,650株	4.11%
竹林義則	224,000	2.73
BANK JULIUS BAER AND CO. LTD. SINGAPORE CLIENTS	213,860	2.61
佐藤有希子	191,200	2.33
桑島勝典	128,450	1.57
清水豊晴	111,000	1.35
梶原隆徳	98,500	1.20
鶴見達也	94,800	1.15
鈴木富男	86,400	1.05
永井正二	82,000	1.00

（注）1．当社は、自己株式を722,743株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2．持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑵ 新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2018年12月31日現在）

発行決議の日	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類と数	新株予約権の払込金額	新株予約権の行使時の払込金額(1株当たり)	新株予約権の行使期間	新株予約権の行使の条件	役員の保有状況	
							取締役(監査等委員を除く)	取締役(監査等委員)
2011年４月15日の取締役会（第1回株式報酬型新株予約権）	400個	普通株式　40,000株（新株予約権1個当たり100株）	無償	1円	自2011年５月18日至2041年５月17日	(注)1.	400個(2名)	0個
2012年４月16日の取締役会（第2回株式報酬型新株予約権）	760個	普通株式　76,000株（新株予約権1個当たり100株）	無償	1円	自2012年５月21日至2042年５月16日	(注)1.	760個(2名)	0個
2013年４月15日の取締役会（第3回株式報酬型新株予約権）	950個	普通株式　95,000株（新株予約権1個当たり100株）	無償	1円	自2013年５月16日至2043年５月15日	(注)1.	950個(2名)	0個
2014年４月15日の取締役会（第4回株式報酬型新株予約権）	840個	普通株式　84,000株（新株予約権1個当たり100株）	無償	1円	自2014年５月17日至2044年５月16日	(注)1.	820個(2名)	20個(1名)
2015年４月15日の取締役会（第5回株式報酬型新株予約権）	930個	普通株式　93,000株（新株予約権1個当たり100株）	無償	1円	自2015年５月18日至2045年５月15日	(注)1.	920個(2名)	10個(1名)
2016年４月15日の取締役会（第6回株式報酬型新株予約権）	330個	普通株式　33,000株（新株予約権1個当たり100株）	無償	1円	自2016年５月17日至2046年５月16日	(注)1.	300個(2名)	30個(2名)
2017年４月17日の取締役会（第7回株式報酬型新株予約権）	480個	普通株式　48,000株（新株予約権1個当たり100株）	無償	1円	自2017年５月16日至2047年５月15日	(注)1.	470個(3名)	10個(1名)
2018年４月16日の取締役会（第8回株式報酬型新株予約権）	1,260個	普通株式　126,000株（新株予約権1個当たり100株）	無償	1円	自2018年５月17日至2048年５月16日	(注)1.	1,250個(3名)	10個(1名)

（注）１．(ⅰ)新株予約権者は、割り当てられた本新株予約権の割当個数の全部を一括して行使する。
(ⅱ)新株予約権者の相続人は本新株予約権を承継し、新株予約権者が死亡した日から１年間に限り本新株予約権を行使できる。
(ⅲ)当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合、当該承認日の翌日から30日間以内に限り本新株予約権を行使できる。
２．取締役（監査等委員）保有分のうち、1名の者については新株予約権発行時に当社監査役の地位にあった時に付与されたものであります。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

発行決議の日	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類と数	新株予約権の払込金額	新株予約権の行使時の払込金額(1株当たり)	新株予約権の行使期間	新株予約権の行使の条件	交付状況	
							当社使用人	子会社の役員及び使用人
2018年4月16日の取締役会(第16回新株予約権)	1,525個	普通株式 152,500株(新株予約権1個当たり100株)	無償	354円	自2020年5月16日至2028年5月15日	(注)	300個(1名)	1,225個(33名)

(注)(ⅰ)本新株予約権者は、権利行使時において当社若しくは当社子会社の取締役又は従業員の地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由のある場合は、この限りではない。

(ⅱ)本新株予約権者の相続人は、本新株予約権を行使することができない。

(ⅲ)当社と本新株予約権者との間で締結した新株予約権割当契約に定めるその他の条件に違反していないこと。

⑶ 会社役員の状況

① 取締役の状況（2018年12月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	池田　均	TRIIS INTERNATIONAL AMERICA INC.取締役 拓莉司国際有限公司取締役 ㈱トライアイズビジネスサービス取締役 濱野皮革工藝㈱取締役 ㈱クレアリア代表取締役社長
代表取締役副社長	佐藤　有希子	TRIIS INTERNATIONAL AMERICA INC.代表取締役社長 拓莉司国際有限公司代表取締役社長 ㈱トライアイズビジネスサービス代表取締役社長 濱野皮革工藝㈱取締役 ㈱クレアリア取締役
取締役	関　光江	内部監査室部長
取締役（監査等委員）	高井章吾	藤林法律事務所パートナー ㈱ノダ社外取締役
取締役（監査等委員）	西村利行	
取締役（監査等委員）	櫻井康史	晴海パートナーズ法律事務所パートナー 一般社団法人スポーツ・コンプライアンス教育振興機構理事

（注）1．当社は、2018年3月23日開催の第23回定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。これに伴い、監査役下村昭彦氏、西村利行氏、松本理美氏は任期満了により退任し、このうち西村利行氏が監査等委員である取締役に就任しております。また、高井章吾氏は、2018年3月23日開催の第23回定時株主総会決議に基づき、同日付で取締役を任期満了により退任し、監査等委員である取締役に就任しております。

2．取締役（監査等委員）高井章吾氏、西村利行氏及び櫻井康史氏は社外取締役であります。

3．当社は監査等委員会の職務を補助するものとして、内部監査室を設置しており、同室が内部監査対応を専属で担当することで監査等委員会の機能を支援することが十分可能であると判断されるため、常勤の監査等委員を選定しておりません。

4．当社は、取締役（監査等委員）高井章吾氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取締役（監査等委員を除く）	3名	113百万円
社外取締役（監査等委員を除く）	2名	1百万円
社外取締役（監査等委員）	3名	4百万円
社外監査役	3名	2百万円
合計	11名	122百万円

（注）1．上記には、2018年3月23日開催の第23回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名（うち社外取締役2名）及び監査役3名を含めております。なお当社は、2018年3月23日に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。

2．取締役（監査等委員を除く）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

3．監査等委員会設置会社移行前の取締役の報酬限度額は2000年5月26日開催の第5回定時株主総会において、年額500百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また、監査等委員会設置会社移行後の取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2018年3月23日開催の第23回定時株主総会において、年額500百万円以内（ただし使用人分給与を含まない。）と決議いただいております。さらに別枠で、2018年3月23日開催の第23回定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として年額100百万円以内と決議いただいております。

4．取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2018年3月23日開催の第23回定時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。また別枠で、2018年3月23日開催の第23回定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として年額5百万円以内と決議いただいております。

5．監査役の報酬限度額は、2000年5月26日開催の第5回定時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。また別枠で、2014年3月26日開催の第19回定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として年額5百万円以内と決議いただいております。

6．上記の報酬等の額には、ストック・オプションによる報酬額38百万円（取締役３名に対し38百万円、社外取締役（監査等委員）１名に対し０百万円）が含まれております。

7．支給人数は延べ人数です。実際の支給対象者は９名（うち社外役員６名）です。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く）は、当社定款及び会社法第427条第１項の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、２百万円以上であらかじめ定めた金額と法令の定める最低責任限度額のいずれか高い金額としております。

④　社外役員に関する事項

1．他の法人等との兼職状況（他の法人等の業務執行者である場合）及び当社と当該他の法人等との関係

イ．取締役（監査等委員）高井章吾氏は、藤林法律事務所のパートナーを兼務しております。当社と、藤林法律事務所との間には特別の関係はありません。

ロ．取締役（監査等委員）櫻井康史氏は、晴海パートナーズ法律事務所のパートナー及び一般社団法人スポーツ・コンプライアンス教育振興機構の理事を兼務しております。当社と、晴海パートナーズ法律事務所及び一般社団法人スポーツ・コンプライアンス教育振興機構との間には特別の関係はありません。

2．他の法人等の社外役員の兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役（監査等委員）高井章吾氏は、㈱ノダの社外取締役を兼務しております。当社と、㈱ノダとの間には特別の関係はありません。

3．当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役（監査等委員） 高井　章吾	当事業年度に開催された取締役会11回のうち11回、監査等委員会6回のうち6回に出席いたしました。取締役会において取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、監査結果についての意見交換等、弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
取締役（監査等委員） 西村　利行	当事業年度において開催された取締役会11回のうち、監査役として3回、監査等委員として8回出席し、金融機関に長年携わった豊富な経験と幅広い知識から適宜発言を行っております。また、当事業年度において開催された監査役会3回のうち3回、監査等委員会6回のうち6回出席し、監査結果についての意見交換等、適宜必要な発言を行っております。
取締役（監査等委員） 櫻井　康史	2018年3月23日就任以降、当事業年度に開催された取締役会8回のうち8回、監査等委員会6回のうち6回に出席いたしました。弁護士として法律に関する専門的な知識と経験から、取締役会において適宜発言を行っております。また、監査等委員会において、監査結果についての意見交換等、弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

（注）上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第27条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が６回ありました。

⑷ 会計監査人の状況

① 名称　　清陽監査法人

② 報酬等の額

	支　　払　　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	23百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23百万円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区別しておりませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額には金融商品取引法に基づく報酬等の額を含めております。

2．監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の遂行状況及び報酬見積りの算定根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

④ 会計監査人の業務停止処分に関する事項

該当事項はありません。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人清陽監査法人は、会社法第427条第１項の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は23百万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い金額としております。

⑸ 業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

当社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針（「内部統制システムに関する基本方針」）の内容は次のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人の職務の執行が法令、定款及び各社内規程に適合することを確保するため、各部門の担当取締役及び担当執行役員は当該担当部門におけるコンプライアンスを徹底する体制を構築する。総務部門は、全社横断的なコンプライアンス体制の整備と問題点の把握・改善に努める。

また、当社のコンプライアンスの強化・推進を図るためにコンプライアンス委員会を設置し、法令・諸規則の遵守状況の監視、関連規程の整備及び役職員に対しての研修等を実施する。コンプライアンス委員会は、社長直属の組織とし、法令・諸規則の遵守状況並びに関連規程の制定改廃の要否を社長に報告し、その内容を定期的に取締役会及び監査等委員会に報告するものとする。

取締役が、他の取締役の法令、定款又は関連規程の違反行為を発見した場合は、直ちに監査等委員会・取締役会に報告するなど、コンプライアンス体制を強化する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令及び社内規程に従い、取締役の職務の執行に係る文書・記録等の保存及び管理を行う。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

各部門の担当取締役及び担当執行役員は、各部門別に業績検討会議を開催し、プロジェクトの状況、業績見通し、クレーム情報、代金回収状況及びトラブル状況等の事業活動状況を報告させ、当該事業に内在するリスクを把握分析したうえで対策を検討し、リスク発生の未然防止及び発生した場合の的確な対応に努めるとともに、このうち重要な事項については、代表取締役、取締役及び執行役員で構成される経営会議に上程する。経営会議は、係る事項についての対策を審議・決定するとともに、全社横断的なリスク状況の監視及び対応を実施する。

総務部門は、各部門のリスク管理の状況を定期的に調査し、その結果を取締役会に報告する。

新たに生じたリスクについては取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定めるとともに、必要に応じ、弁護士等の外部の専門家の助言を求め、当該リスクに対応する体制を整える。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務執行については、職務権限規程に基づいて意思決定プロセスの効率化・迅速化を図るとともに、定期的に運用状況を検証する体制をとる。

また、各部門の責任を明確化したうえで、経営監視機能の向上と権限委譲による業務執行機能のスピードアップを図る。

代表取締役、取締役及び執行役員で構成する経営会議のなかで、重要案件を審議し、業務執行のスピードアップを図る。

「取締役会規程」ほか各種規程を適宜見直し、検証を図り、業務執行の責任と権限を明確にする。

⑤　当社及び子会社からなる企業集団（以下「グループ会社」という）における業務の適正を確保するための体制

（イ）当社では、子会社の経営においては、各社の自主性を尊重しつつも、定期的な営業報告及び財務報告等を受け、経営会議にて検討のうえ、必要な指示指導を行う。また、必要に応じて子会社の代表者が経営会議に出席し状況説明を行うことにより、各社の経営状況を把握し、強固なグループ経営体制の維持を図る。

（ロ）グループ会社すべてに適用されるリスク管理に係る規定を整備し、子会社においても当社と同様の損失の危険の管理に関する体制を整える。

（ハ）子会社の取締役を当社の取締役又は重要な使用人が兼任することにより、当該子会社の取締役の職務の執行の効率性を確保する。

（ニ）取締役は、グループ会社において、法令違反、その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、直ちに監査等委員会に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告し、その是正を図る。また、子会社の取締役の職務の執行は、監査等委員会の監査対象とし、法令及び定款に違反する行為その他コンプライアンス上問題がある行為を発見した場合は、監査等委員会は、取締役会に意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。

⑥　監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項並びに当該取締役及び使用人の取締役（当該取締役及び監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき組織として、総務部門がこれを担当する。監査等委員会がこれ以外に職務を補助すべき使用人を必要とした場合、監査等委員会と協議のうえ、合理的な範囲で、監査等委員会の職務を補助すべき使用人として適切な人材を置く。

なお、監査等委員会の職務を補助する使用人の人事異動及び評価等については監査等委員会の同意を得たうえで決定することとし、取締役会からの独立性を確保する。また、当該使用人はその所属する取締役の指揮命令を受けることなく、監査等委員会の指揮命令に従うものとする。

⑦　取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人並びに子会社の取締役・監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制

取締役及び使用人並びに子会社の取締役・監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、重大な法令・定款違反又は当社の業務若しくは業績に影響を与える重要な事項について監査等委員会に都度報告するとともに、監査等委員会の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うものとする。

⑧　監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の監査等委員会へ報告を行ったグループ会社の取締役及び使用人に対し、そのことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する旨のグループ会社共通の規定を設け、その旨をグループ会社の取締役及び使用人に徹底する。

⑨　監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について必要な費用の前払等の請求をしたときは、総務部門において審議のうえ、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

⑩　その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、重要な意思決定過程及び業務の執行状況等を把握するため、取締役会及び重要な会議に参加するとともに、取締役及び使用人から説明を求め又は情報の交換を行うこととする。また、監査等委員会は、随時代表取締役社長及び会計監査人との意見交換会を開催する。

取締役会は、監査等委員会の求めがあった場合、監査等委員会がその職務遂行に関し、弁護士及び公認会計士等の外部専門家から、監査業務に関する必要な助言を受けることができる体制を整備する。

⑪　反社会的勢力との関係遮断のための基本的な考え方とその整備体制

当社グループは、反社会的勢力に対して屈することなく法律に則って対応する。社会的正義を実践するために社内ルールを定め、毅然とした態度で反社会的勢力との関係を遮断する。

反社会的勢力に対する対応を統括する部署を設け、関係行政機関や外部専門機関等から情報収集に努める。社内に向けて対応方法等の周知を図り、社内関係部門、関係行政機関及び外部専門機関等と緊密に連携して、速やかに対応できる体制を整備する。

⑫　監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査等委員に同行して、取締役会その他重要会議に出席する機会を確保する。

監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査等委員に同行して、代表取締役社長や会計監査人と定期的に意見交換する場に参加する。

取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人は、監査等委員会の職務を補助すべき使用人の業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。

監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、必要に応じて、弁護士、公認会計士等から監査業務に関する助言を受けることができる。

監査等委員会の職務を補助すべき使用人の任命、異動、評価、懲戒は、監査等委員会の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性と、当該使用人に対する監査等委員会からの指示の実効性を確保するものとする。

監査等委員会の職務を補助すべき使用人が他部署の業務を兼務する場合、監査等委員会より監査業務に必要な指示を受けた際には、当該指示を優先して従事する。また、兼務する他部署の上長は、当該指示の遂行に当たって要請があった場合は、必要な支援を行う。

⑬ 財務報告の信頼性を確保するための体制

グループ会社の財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく、有効かつ適切な内部統制システムを構築する。また、財務報告に係る内部統制の整備・運用状況について継続的に評価し、必要な是正措置を行い、実効性のある体制の構築を図る。

（業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要）

上記「業務の適正を確保するための体制」の運用状況は次のとおりです。

① 取締役の職務執行について

取締役会規程や社内規程を制定し、取締役が法令並びに定款に則って行動するように徹底しております。当事業年度において取締役会を11回開催し、月次決算、適時開示書類、重要な組織及び人事異動などの決議を行っております。

② 取締役の職務の執行に係る情報保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報（文書又は電磁的記録）及びその他の重要な情報は、「取締役会規程」、「情報セキュリティ管理規程」に基づき、適切な保存及び管理を行っております。

③ 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

「リスク管理規程」に即して、経営成績、財政状態等に影響を及ぼすリスクを識別、分析及び評価し、適切な対応を行っております。

④ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

関係会社管理規定に基づき、経営企画部が各子会社を管理指導しております。年４回開催するグループ連絡会を通じてグループ会社の業務進捗状況や業務運営上の課題等を把握し、業務運営の効率性を確保しております。また、稟議申請書等の管理を行うことで、その営業活動及び決裁権限等を把握し、適切な経営がなされていることを監督する体制を整備しております。

⑤　その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当事業年度において、監査役会を３回、監査等委員会を６回開催し、監査計画に基づいた監査を実施しております。また、代表取締役、会計監査人並びに内部監査人との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行監査、内部統制システムの整備並びに運用状況を確認しております。

連結貸借対照表

(2018年12月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**2,796,777**	**流動負債**	**428,952**
現金及び預金	2,168,226	支払手形及び買掛金	20,413
受取手形及び売掛金	38,719	1年内返済予定の長期借入金	33,191
商品及び製品	171,496	未払法人税等	22,284
仕掛品	222,706	受注損失引当金	16,182
原材料及び貯蔵品	37,393	返品調整引当金	2,288
繰延税金資産	28,019	前受金	270,776
その他	130,215	その他	63,817
固定資産	**4,654,121**	**固定負債**	**2,163,100**
有形固定資産	**4,311,960**	長期借入金	2,097,797
建物及び構築物	1,669,397	資産除去債務	22,819
土地	2,626,878	その他	42,482
その他	15,684	**負債合計**	**2,592,053**
無形固定資産	**26,169**	**純資産の部**	
ソフトウェア	8,850	**株主資本**	**4,644,902**
その他	17,318	資本金	5,000,000
投資その他の資産	**315,992**	資本剰余金	878,675
投資有価証券	167,574	利益剰余金	△984,874
繰延税金資産	2,784	自己株式	△248,898
その他	162,768	**その他の包括利益累計額**	**42,617**
貸倒引当金	△17,135	その他有価証券評価差額金	△1,905
		為替換算調整勘定	44,523
		新株予約権	**171,327**
		純資産合計	**4,858,846**
資産合計	**7,450,899**	**負債及び純資産合計**	**7,450,899**

連結損益計算書

（2018年１月１日から
2018年12月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**1,512,338**
売上原価		**814,528**
売上総利益		**697,809**
販売費及び一般管理費		**723,905**
営業損失		**△26,095**
営業外収益		
受取利息	23,447	
投資有価証券清算分配金	11,220	
未払配当金除斥益	4,644	
その他	5,619	44,933
営業外費用		
支払利息	38,626	
支払手数料	504	
その他	3,231	42,362
経常損失		**△23,524**
特別利益		
固定資産売却益	9,014	
新株予約権戻入益	2,803	11,817
特別損失		
固定資産除却損	1,864	
減損損失	9,661	
店舗閉鎖損失	12,740	
本社移転費用	17,272	
有価証券償還損	23,969	65,508
税金等調整前当期純損失		**△77,215**
法人税、住民税及び事業税	33,729	
法人税等調整額	20,134	53,863
当期純損失		**△131,079**
親会社株主に帰属する当期純損失		**△131,079**

連結株主資本等変動計算書

（2018年１月１日から2018年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	5,000,000	879,240	△728,699	△197,735	4,952,805
当期変動額					
剰余金の配当			△125,094		△125,094
親会社株主に帰属する当期純損失			△131,079		△131,079
自己株式の取得				△58,927	△58,927
自己株式の処分		△565		7,763	7,197
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	△565	△256,174	△51,163	△307,903
当期末残高	5,000,000	878,675	△984,874	△248,898	4,644,902

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	－	42,956	42,956	135,180	5,130,942
当期変動額					
剰余金の配当					△125,094
親会社株主に帰属する当期純損失					△131,079
自己株式の取得					△58,927
自己株式の処分					7,197
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1,905	1,566	△339	36,147	35,807
当期変動額合計	△1,905	1,566	△339	36,147	△272,095
当期末残高	△1,905	44,523	42,617	171,327	4,858,846

貸借対照表

(2018年12月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**424,916**	**流動負債**	**130,859**
現金及び預金	323,142	1年内返済予定の関係会社長期借入金	45,000
売掛金	27,000	未払金	21,375
		未払費用	7,940
前払費用	4,052	未払法人税等	18,384
繰延税金資産	18,293	預り金	3,254
		その他	34,903
その他	52,428	**固定負債**	**377,826**
固定資産	**6,913,419**	関係会社長期借入金	325,000
		長期未払金	40,000
有形固定資産	**107,472**	繰延税金負債	271
		資産除去債務	12,555
建物	12,188	**負債合計**	**508,685**
工具器具及び備品	4,480	**純資産の部**	
土地	90,803	**株主資本**	**6,660,229**
無形固定資産	**15,996**	資本金	5,000,000
		資本剰余金	878,675
商標権	15,996	資本準備金	12,002
		その他資本剰余金	866,672
投資その他の資産	**6,789,950**	利益剰余金	1,030,452
		利益準備金	69,438
投資有価証券	167,574	その他利益剰余金	961,013
関係会社株式	6,495,071	繰越利益剰余金	961,013
		自己株式	△248,898
破産更生債権等	12,620	**評価・換算差額等**	**△1,905**
		その他有価証券評価差額金	△1,905
その他	127,303	**新株予約権**	**171,327**
貸倒引当金	△12,620	**純資産合計**	**6,829,650**
資産合計	**7,338,336**	**負債及び純資産合計**	**7,338,336**

損 益 計 算 書

（2018年１月１日から2018年12月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
営業収益		**385,184**
売上総利益		**385,184**
一般管理費		**317,315**
営業利益		**67,869**
営業外収益		
受取利息	425	
有価証券利息	17,897	
投資有価証券清算分配金	11,220	
不動産賃貸料	25,680	
その他	6,630	61,854
営業外費用		
支払利息	7,019	
不動産賃貸原価	2,583	
支払手数料	504	
為替差損	48	10,155
経常利益		**119,568**
特別利益		
新株予約権戻入益	2,803	2,803
特別損失		
固定資産除却損	84	
店舗閉鎖損失	10,567	
有価証券償還損	23,969	34,620
税引前当期純利益		**87,750**
法人税等	19,486	
法人税等調整額	△674	18,812
当期純利益		**68,937**

株主資本等変動計算書

（2018年１月１日から
2018年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	5,000,000	12,002	867,238	879,240	56,929	1,029,680	1,086,610
当期変動額							
剰余金の配当						△125,094	△125,094
利益準備金の積立					12,509	△12,509	－
当期純利益						68,937	68,937
自己株式の取得							
自己株式の処分			△565	△565			
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	－	－	△565	△565	12,509	△68,666	△56,157
当期末残高	5,000,000	12,002	866,672	878,675	69,438	961,013	1,030,452

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△197,735	6,768,115	－	－	135,180	6,903,295
当期変動額						
剰余金の配当		△125,094				△125,094
利益準備金の積立		－				－
当期純利益		68,937				68,937
自己株式の取得	△58,927	△58,927				△58,927
自己株式の処分	7,763	7,197				7,197
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△1,905	△1,905	36,147	34,241
当期変動額合計	△51,163	△107,886	△1,905	△1,905	36,147	△73,645
当期末残高	△248,898	6,660,229	△1,905	△1,905	171,327	6,829,650

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年２月15日

株式会社トライアイズ
　取締役会　御中

清陽監査法人

指定社員 業務執行社員　公認会計士　光　成　卓　郎　㊞

指定社員 業務執行社員　公認会計士　松　渕　敏　朗　㊞

　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社トライアイズの2018年１月１日から2018年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トライアイズ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年２月15日

株式会社トライアイズ
　取締役会　御中

清陽監査法人

指定社員 業務執行社員　公認会計士　光　成　卓　郎　㊞

指定社員 業務執行社員　公認会計士　松　渕　敏　朗　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社トライアイズの2018年１月１日から2018年12月31日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2018年1月1日から2018年12月31日までの第24期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人清陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人清陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年2月22日

株式会社トライアイズ監査等委員会

監査等委員　高　井　章　吾　㊞

監査等委員　西　村　利　行　㊞

監査等委員　櫻　井　康　史　㊞

(注) 監査等委員高井章吾、西村利行並びに櫻井康史は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の配当の件

当社は、事業の成長、拡大による企業価値の向上を最重要課題として認識するとともに株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題のひとつと考えております。

当期の剰余金の配当につきましては、業績など総合的に検討いたしました結果、株主の皆様の日頃のご支援にお応えすべく、取締役会決議により1株当たり配当金として、普通配当を12円とさせていただきたく存じます。

（１）　配当財産の種類
　　金銭

（２）　配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　　当社普通株式１株につき金12円　　総額98,127,084円

（３）　剰余金の配当が効力を生じる日
　　2019年３月27日

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）３名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（３名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会からは、特段の指摘事項はありません。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな）（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数	当社との特別の利害関係
1	池田　均（いけだ　ひとし） （1957年２月20日生）	1981年４月　ﾎﾞｯｼｭ・ｵｰﾄﾓｰﾃｨﾌﾞｼｽﾃﾑ㈱入社 1984年４月　山一證券㈱入社 1998年３月　横河電機㈱入社 2000年８月　東京三菱ＴＤウォーターハウス証券㈱入社 2004年６月　平成電電㈱入社 当社出向 2005年３月　当社取締役 2005年６月　当社常務取締役 2005年11月　当社代表取締役社長（現任） （重要な兼職の状況） TRIIS INTERNATIONAL AMERICA INC.取締役 拓莉司国際有限公司取締役 ㈱トライアイズビジネスサービス取締役 濱野皮革工藝㈱取締役 ㈱クレアリア代表取締役社長	336,650株	なし

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数	当社との特別の利害関係
2	佐藤 有希子 （1973年5月8日生）	1995年４月　イー・ピー・エス㈱入社 1997年６月　㈱平和情報センター入社 2006年12月　当社総務部長 2007年12月　当社執行役員 2009年３月　当社取締役 2013年１月　当社取締役副社長 2013年12月　当社代表取締役副社長（現任） （重要な兼職の状況） TRIIS INTERNATIONAL AMERICA INC.代表取締役社長 拓莉司国際有限公司代表取締役社長 ㈱トライアイズビジネスサービス代表取締役社長 濱野皮革工藝㈱取締役 ㈱クレアリア取締役	191,200株	なし
3	関 光江 （1977年９月４日生）	2001年４月　㈱パパス入社 2016年６月　当社国際事業開発部長 2016年７月　当社総務部長 当社執行役員 2017年３月　当社取締役（現任） 2018年５月　当社内部監査室部長（現任）	79,300株	なし

第３号議案　会計監査人選任の件

当社の会計監査人である清陽監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、監査等委員会の決定に基づき、新たに監査法人元和を会計監査人に選任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、監査等委員会が監査法人元和を会計監査人の候補者とした理由は、現会計監査人の継続監査年数を考慮し、新たな視点での監査が期待できることに加え、同監査法人が会計監査人に求められる専門性、独立性及び適正性を有し、当社の会計監査が適正かつ妥当に行われることを確保する体制を備えているものと判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

名　　称	監査法人元和
事務所所在地	東京都渋谷区猿楽町9−8
職　員　数	33名
沿　　革	2009年7月17日設立

（2018年12月現在）

（注）監査法人元和が選任された場合、当社は同法人との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、20百万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い金額といたします。

以　上

株主総会会場ご案内図

会　場　　東京都千代田区紀尾井町４番１号
ホテルニューオータニ
ガーデンコート　５階　『シリウス』

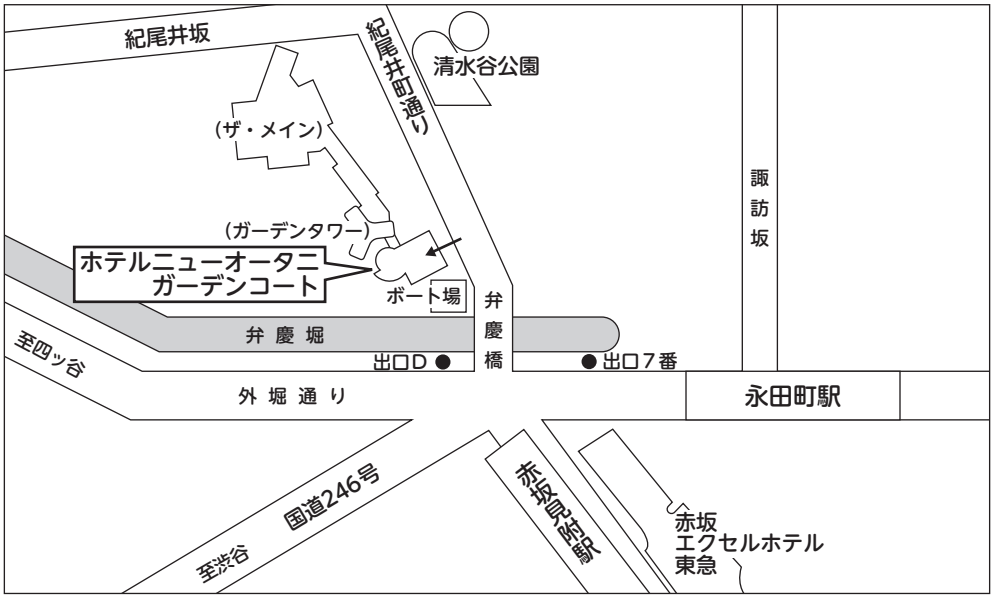

（交　通）①東京メトロ半蔵門線・南北線　永田町駅（出口７番）から徒歩３分
②東京メトロ丸ノ内線・銀座線　赤坂見附駅（赤坂地下道出口D 紀尾井町方面）
から徒歩３分

弁慶橋を渡り、ガーデンコート１階エレベーターホールまでお進みいただき、
５階宴会場階までお上がりください。

お願い：当日は会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮願います。

UD FONT 見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。